平成 26 年 6 月 5 日
公益財団法人　日本国際協力財団

内閣官房内閣人事局
内閣参事官（高齢対策・退職管理担当）御中

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 32 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年内閣府令第 390 号)第 18 条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号))第 8 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨報告いたします。

【本件連絡先】日本国際協力財団　事務局
電話：03-3234-7281
FAX：03-3234-7282
電子メール：jicf@aroma.one.ne.jp